

各県立学校長 殿

教 育 長

県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について（通知）

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、何よりも子どもたちの安全、安心な生活を第一に考え、全ての県立学校を 3 月 2 日から、春季休業を挟んで 5 月 31 日までのおよそ 3 カ月にわたり臨時休業にしています。

こうした中、特定警戒都道府県である本県における感染状況は、未だ予断を許さない状況が続いていますが、5 月 21 日までに、42 府県を対象に国の緊急事態宣言が解除され、全国各地域で、学校の教育活動が再開されはじめたところです。

こうしたことを踏まえ、本県を対象地域とする国の緊急事態宣言が解除され、知事からの協力要請を受け、県教育委員会として実施している県立学校の臨時休業を終了し、6 月 1 日（月）に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」及び「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」として取りまとめました。

については、各学校におかれては、このガイドラインを踏まえ、6 月 1 日（月）からの教育活動の再開に向けて、5 月 25 日（月）から必要な検討、準備を進めるようお願いします。

なお、このガイドラインは、現時点での感染状況等を踏まえ、取りまとめたものであり、今後の状況の推移により、変更、追加等があることに御留意ください。

また、教育活動を再開する期日の確定については、知事からの協力要請解除後となることから、別途通知を発する予定であることを申し添えます。

問合せ先

（高等学校及び中等教育学校について）

高校教育課教育課程指導グループ 小野、横谷

電話(045)210-8260（直通）

（特別支援学校について）

特別支援教育課教育指導グループ 荒井、山田

電話(045)210-8276（直通）

# 県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要(高等学校・中等教育学校)

## ガイドライン作成の趣旨

- 県教育委員会では、本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要な配慮や工夫、留意すべき事項について指針として取りまとめた。
- 各学校はガイドラインを踏まえ、保健管理に努め、適切な指導計画による教育活動に取り組む。

## ガイドラインの主な内容

### 1 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方 (ガイドラインP.1)

- 社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応することが必要である。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業(以下、「時差短縮」という)など段階的に行っていく。

#### 【教育活動の段階的再開の概要】

	期間	登校生徒数	登校回数/週、授業時間	5月31日で緊急事態宣言解除の場合
準備期間	1週間程度	20名程度/教室、200名程度/回	1回	6/1(月)～6/5(金)
分散登校Ⅰ	2週間程度	20名程度/教室、200～300名程度/回	2回、40分×3	6/8(月)～6/20(土)
分散登校Ⅱ	1週間程度	20名程度/教室、200～400名程度/回	3回、40分×3	6/22(月)～6/27(土)
時差短縮Ⅰ	1週間程度	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、40分×3	6/29(月)～7/4(土)
時差短縮Ⅱ	2カ月程度	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、40分×6	7/6(月)～8/29(土)
通常登校	—	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、50分×6(学校による)	8/31(月)～

- 基本的な感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じること。
- 分散登校(ガイダンス含む)では、1教室当たりの生徒数を20名程度とし、座席の間隔を広くとること。
- 分散登校期間中は授業と家庭学習を併用するため、臨時休業中に準じ、週ごとの課題を含めた学習内容等の一覧を作成し生徒に示すことで、課題等の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。
- 分散登校期間中の家庭学習の充実を図るため、ICTを活用して課題の提示や提出等に対応するとともに、生徒の家庭での学習状況を把握し、授業における学習状況とあわせて、適切に評価を行うこと。
- 生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、生徒の心身の状況の把握と心のケアに努めること。
- 指導計画を見直し、学年の休業日数を再設定するなど、計画的に学習の補填に取り組むこと。
- 通常登校に移行した後も、「新しい生活様式」を踏まえ、教育活動と感染症対策を両立する工夫、配慮が必要であること。

### 2 学校の教育活動再開後の学習についての考え方 (ガイドラインP.2)

- 臨時休業中の学習の実施状況を把握し、年間指導計画等の見直しを行う。
- 学習の補填に当たっては、①長期休業期間の短縮による授業時間数の補充に加え、②週休日における授業(土曜授業)の実施、③平日の補習等の実施の組合せ等により対応することができる。
- 休業日の日数(現行、年間で60日から55日)は、令和2年度に限り、40日から35日の間で各学校が設定する。全校8月7日(金)から8月16日(日)の10日間は、夏季休業期間に必ず含める。

### 3 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について (ガイドラインP.3)

- 登校前の検温、健康観察を行い、健康観察票に記入。実施していない生徒については、登校時に教室に入る前に実施。
- 基本的な感染症対策の指導、教室等の換気、座席の配置の配慮、共用部分の消毒などを実施。

### 4 教育活動の段階的再開と学習指導について (ガイドラインP.9)

- 「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の段階を経ながら、徐々に通常登校に移行していく。
- 5月25日から校内の消毒、教室整備等を行う。
- 準備期間では、週1回登校し、授業再開に向けたガイダンスを行う。(各教室20名)
- 分散登校では、各教室の生徒数の上限は20名程度とし、座席の間隔を広くとる。前半の期間は週2回、後半の期間は週3回登校し、40分×3時間の授業を実施。登校時間は通勤時間帯をはずす。
- 時差短縮では、通勤時間帯をはずした時差通学とし、1週間程度40分×3時間授業を実施したのち、2ヶ月程度40分×6時間授業を実施。

## 【教育活動再開のパターン（まとめ）】

再開の段階	期間	教育活動の概要	生徒数	始業	部活動
準備期間 (ガイダンス)	1週間程度	学年別等による再開の説明等 生徒は1日のみ登校 在校時間は2時間以内、昼食なし	20名/室 200名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
分散登校Ⅰ (授業開始)	2週間程度	生徒は週2回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室 200～ 300名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
分散登校Ⅱ	1週間程度	生徒は週3回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室 200～ 400名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
時差短縮Ⅰ	1週間程度	生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内 昼食可	40名/室 全生徒	9:50	制限付き 段階的实施
時差短縮Ⅱ ★夏季休業を挟む	2ヶ月程度	生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×6時間 昼食あり	40名/室 全生徒	9:20	制限付き 段階的实施
通常登校		生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 50分×6時間（学校による）昼食あり	40名/室 全生徒	8:40	配慮の もと実施

※県内の感染状況等や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

### 5 学習評価について (ガイドラインP.15)

○総括評価に当たっては、臨時休業中の家庭学習の成果を含めて評価する。

### 6 学校図書館・コンピュータ教室等の特別教室の利用について (ガイドラインP.17)

○多数の生徒が集まらないよう、席数の減、入場生徒の分散などの工夫を行う。定期的に換気を行う。  
○共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。

### 7 昼食時の指導について (ガイドラインP.17)

○食事の前の手洗いを徹底するよう指導する。  
○飛沫感染防止の観点から、当面、他の生徒と離れる、対面でとらない、会話を控えるなど指導する。

### 8 校内の清掃について (ガイドラインP.18)

○「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間中は、生徒による清掃活動を行わない。「分散登校」「時差短縮」の期間後に生徒による清掃活動を行う場合は、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底する。

### 9 学校行事等について (ガイドラインP.18)

○優先順位を設け指導計画を見直す。不特定多数の方が参加する行事は、当面行わない。

### 10 進路指導等について (ガイドラインP.18)

○進路に関する面談等は「分散登校」から感染防止のための万全の措置を講じて実施可能とする。

### 11 部活動について (ガイドラインP.19)

○部活動は「準備期間」「分散登校」では自粛とする。「時差短縮」から可能とするが、最初は、複数人が近い距離での活動や身体接触を避けた個人で行える基本的な練習とするなど、制限付きで段階的に実施する。

### 12 不安を抱える生徒・保護者への対応について (ガイドラインP.20)

○生徒の様子を観察し、不安やストレス等を感じている生徒・保護者には、面談等個別の対応を行う。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

### 13 障がいのある生徒への支援、外国につながる生徒等への支援 (ガイドラインP.21)

○生徒の障がい等の状況や個別の状況を踏まえ、学校全体で指導体制を整え、指導・支援する。

### 14 いじめ、偏見、差別等の防止について (ガイドラインP.22)

○感染者やその関係者、また、医療従事者等への偏見や差別等が生じないよう生徒を指導する。

### 15 生徒又は教職員に感染者が出た場合の対応について (ガイドラインP.22)

○生徒又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会及び衛生主管部局と臨時休業の必要性について十分協議し、学校医とも相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。

### 16 地域の感染状況が増加した場合等の対応について (ガイドラインP.22)

○地域の感染者が増加するなど、学校の教育活動に影響が生じる恐れがある場合には、県教育委員会で、公共交通機関等の利用状況等も踏まえ、教育活動の一部の制限などの対応を決定する。

### 17 その他 (ガイドラインP.22)

○中学生向けの学校説明会は8月末まで実施しない。学校見学は「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間は実施しない。  
○学校施設開放については、「通常登校」の段階から再開する。



神奈川県  
教育委員会

県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン  
(高等学校・中等教育学校)

令和2年5月

神奈川県教育委員会

## 教育活動の再開等に関するガイドライン作成の趣旨

県教育委員会では、県立高校等における、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、国の動向並びに本県の実施方針及び県内の感染状況等を踏まえ、何よりも生徒の安全、安心な生活の確保を第一に、3月2日以来、春季休業を挟んで5月31日までのおよそ3カ月にわたり、臨時休業を継続しています。

この間、県教育委員会は、令和2年2月28日付け高第5416号高校教育課長依頼文書「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業実施に係る取扱いについて」をはじめとした各通知等並びに「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）（令和2年5月8日付け）」により、県立高等学校及び県立中等教育学校が臨時休業中に行う学習指導等についての考え方や留意事項を示してきました。

各学校では、これらを踏まえ、生徒の実情等に応じて各教科・科目等の課題等を課すことにより、家庭学習の充実に努め、生徒の学習保障に取り組んできました。また、県立高等学校及び県立中等教育学校全校に導入しているクラウドサービスを活用したオンライン授業をはじめとした、ICTを活用した遠隔での学びの充実に努めており、今後ともその推進に取り組んでいく必要があります。

こうした中、国からは、地域の感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校を再開し、児童生徒等が学ぶことができる環境を作っていく、という方向性が示されています（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」）。また、5月21日までに、42府県を対象に緊急事態宣言が解除され、全国各地域で、学校の教育活動が再開されはじめたところです。

特定警戒都道府県である本県における感染状況は、未だ予断を許さない状況が続いていますが、多くの皆様の御努力により、感染者数の減少も見られています。

こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、国において本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」として取りまとめました。

各学校においては、学校の教育活動再開後の学習指導等に当たっては、このガイドラインを踏まえ、授業で扱う内容と家庭学習で扱う内容を適切に定めたり、感染リスクを踏まえた適切な指導時期の設定をしたりするなど、改めて、学校や生徒の実情に応じた指導計画の変更や精選を行うとともに、そうした指導計画等について生徒に周知することにより、生徒が目的意識を持って、主体的に学習に取り組むことができるよう万全の措置を依頼します。

また、このガイドラインは、現時点での感染状況等を踏まえ、取りまとめたものであり、今後の状況の推移により、変更、追加等があることに留意願います。

## 目 次

	ページ
1 目的	1
2 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方	1
3 学校の教育活動再開後の学習についての考え方	2
4 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について	3
5 教育活動の段階的再開と学習指導について	9
6 学習評価について	15
7 学校図書館・コンピュータ教室等の特別教室の利用について	17
8 昼食時の指導について	17
9 校内の清掃について	18
10 学校行事等について	18
11 進路指導等について	18
12 部活動について	19
13 不安を抱える生徒・保護者への対応について	20
14 障がいのある生徒への支援、外国につながる生徒等への支援	21
15 いじめ、偏見、差別等の防止について	22
16 生徒又は教職員に感染者が出た場合の対応について	22
17 地域の感染状況が増加した場合等の対応について	22
18 その他	22

## 1 目的

このガイドラインは、県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動の再開等に当たり、生徒の安全・安心な生活を確保しながら、生徒の学習保障に取り組む上での考え方や留意事項等を指針として整理したものである。

各学校においては、このガイドラインを踏まえて、適切な保健管理に努めるとともに、授業で扱う内容と家庭学習で扱う内容を適切に定めたり、感染リスクを踏まえた適切な指導時期の設定をしたりするなど、改めて、学校や生徒の実情に応じた指導計画の変更や精選を行い、適切な指導計画による教育活動が展開されることにより、生徒が安心して学校生活を送り、学習活動に取り組むことができることを目的としている。

## 2 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要があることや、学校の教育活動は保護者や地域の方の御理解、御協力が不可欠であることを踏まえることが必要である。
- よって、学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業（以下、「時差短縮」という）など段階的に行っていく。

### 【教育活動の段階的再開の概要】

	期間	登校生徒数	登校回数/週、授業時間	5月31日で緊急事態宣言解除の場合
準備期間※	1週間程度	20名程度/教室、200名程度/回	1回	6/1(月)～6/5(金)
分散登校Ⅰ	2週間程度	20名程度/教室、200～300名程度/回	2回、40分×3	6/8(月)～6/20(土)
分散登校Ⅱ	1週間程度	20名程度/教室、200～400名程度/回	3回、40分×3	6/22(月)～6/27(土)
時差短縮Ⅰ	1週間程度	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、40分×3	6/29(月)～7/4(土)
時差短縮Ⅱ	2カ月程度	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、40分×6	7/6(月)～8/29(土)
通常登校	—	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、50分×6(学校による)	8/31(月)～

※準備期間はガイダンスのための登校

- 教育活動再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じること。
- 分散登校の実施に当たっては、1教室当たりの生徒数を20名程度とすることとし、着席する座席の間隔を広くとること。
- 分散登校期間中は、学校における授業と家庭における学習を併用して実施するため、臨時休業中に準じて、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、週ごとの課題を含めた学習内容等の一覧を作成し、生徒に示すことで、課題等の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。
- 分散登校期間中の家庭学習の充実を図るため、G Suite for Education などのICTを活用して、課題の提示や提出等に対応するとともに、生徒の家庭での学習状況を把握し、授業における学習状況とあわせて、適切に評価を行うこと。
- 指導に当たっては、生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、生徒の心身の状況の把握と心のケアに努めること。

- 臨時休業中の家庭学習については、年間指導計画及び単元の指導計画に基づき、課題等による学習指導を行った上で、その学習成果を適切に把握し評価することにより、当該単元については、再度指導する必要がないものと校長が判断することができるものとしている。ついては、各学校においては、臨時休業中の各教科・科目等の学習の状況を把握し、再開後の各科目に充当すべき時間数を検討して指導計画の見直しを行い、学年の休業日の日数を再設定するなど、計画的に学習の補填に取り組むこと。
- 特に通常登校を行うことができる状況になったとしても、国の「新しい生活様式」を踏まえた教育活動が求められるため、これまでと同様の学習指導ではなく、学校における教育活動と感染症対策を両立するため、さらに一層の工夫、配慮が必要であること。

### 3 学校の教育活動再開後の学習についての考え方

#### (1) 臨時休業中の学習の実施状況の把握と指導計画の見直し

- 臨時休業中の家庭学習の状況を踏まえ、改めて、各教科・科目等の学習内容について整理し、再開後に扱う単元、学習内容等を定める。年間指導計画等の見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行うこと。
- 検討に当たっては、学習指導要領に規定されている「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）に基づき単元の評価規準として設定している資質・能力の育成に向けて、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化するとともに、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直すこと。
- 感染リスクの低減を図りながらも、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の工夫改善に取り組むとともに、家庭における学習も「主体的・対話的で深い学び」につなげるよう学習指導の在り方の工夫を図ること。
- 臨時休業中の家庭学習において扱った単元において未実施となっている実技、実験・実習については、年間指導計画を見直し、可能なものについては、学校の教育活動再開後の早い時期に優先的に扱うこととするなど、指導計画の変更を行うこと。
- 当ガイドラインで示した各事項の検討、実施に当たり、学校の実情から判断し、これに寄り難い場合は、高校教育課と協議・調整すること。

#### (2) 学習の補填についての考え方

- 年間指導計画及び単元の指導計画に基づき行われた臨時休業中の家庭学習に関して、その学習成果を適切に把握し評価することにより、当該単元については、再度指導する必要がないものと校長が判断した場合は、当該単元に係る学習については補填する必要はない。ただし、生徒の取組状況を適切に把握し、目標の実現状況について「努力を要する」状況の生徒に対しては、必要な手立てを講じ、適切に指導・支援すること。
- 学習を補填するに当たっては、①長期休業期間の短縮による授業時間数の補充に加えて、②週休日における授業（土曜授業）の実施による授業時間数の補充、③平日の補習等の実施による学習内容の補填の組合せ等により学習の補填を行うことができる。ただし、生徒や教職員の負担が過重とならないよう配慮すること。



- 各学校の学年の休業日の日数については、現在、「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」及び「神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則」により、学年で通算して60日以内と定めているが、令和2年度に限り、40日から35日の間で設定すること。ただし、その設定に当たり、令和2年8月7日（金）から8月16日（日）の10日間については、各学校とも夏季休業期間に必ず含めること。
- 特に最終学年となる第3学年（年次）等については、1学期又は前期における評定に向けて、扱う単元の評価の観点として設定しているすべての観点について見とることができるよう、当該単元で扱うこととしている実技、実験・実習などの家庭学習で実施することが難しい内容について、「分散登校」・「時差短縮」期間中の授業において優先して扱い補填することが必要である。

#### 4 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について

##### (1) 感染症対策

###### ア 登校時における感染症対策

###### (ア) 登校前の対応について

- 生徒には、登校前に検温及び健康観察を行わせ、健康観察票（別紙1、ICTを用いることも可）に記載させ、毎回学校に持参させるよう指導すること。健康観察票は、過去16日間（健康観察票1枚表裏）以上のものを保存させること。
- 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡した上で、症状がなくなるまで自宅で休養させる。また、同居する家族等が感染又は感染の疑い（生徒が濃厚接触した疑い）がある場合は、学校に連絡させた上で、生徒は自宅に滞在させること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）

###### (イ) 登校前に検温、健康観察をしていない生徒への対応について

- 生徒が持参した健康観察票を確認し、登校前に体温や健康状態を確認できなかった生徒については、教室に入る前に検温及び健康観察等を行うこと。
- 学校で検温及び健康観察を行う際は、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けられる環境を用意すること。なお、登校前に健康状態を確認できなかった生徒が多数いる場合には、養護教諭や担任だけでなく、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備しておくこと。
- 学校での検温は、県教育委員会が予算措置した非接触型体温計を使用することが望ましい。すぐに用意することが難しい場合は、用意できるまで通常体温計を代用することとし、1人検温するごとにアルコール等で消毒すること。

###### (ウ) 発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある生徒が登校した場合の対応について

- 当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）
- 居住する自治体の定めにしたがって「帰国者・接触者相談センター」や保健所等に相談するよう家庭に連絡し、経過について学校に継続的に連絡させること。
- 安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

## イ 登校後の感染症対策

### (ア) 基本的な感染症対策の指導

- 学校での登校時、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底させること。（注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。）
- 基本的には、流水と石けんで手洗いをを行うが、流水で手洗いができない場合には、可能な範囲でアルコールを含んだ手指消毒液等を使用する。なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗わせるなどの配慮を行うこと。
- 感染予防のために、廊下等に専用のゴミ箱を設置する等の工夫を行い、使用したティッシュ・マスク等は、教室内のゴミ箱に捨てないよう指導を徹底すること。なお、「分散登校」「時差短縮」の期間中は、教室内の環境維持とごみ処理を担う者の感染リスクの低減の観点から、一般的なごみについては、持ち帰りを指導するなどの工夫を行うこと。
- その他、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

### (イ) マスク、ハンカチやタオル等の衛生用品の対応

- 毎日、清潔なマスク、手をふくハンカチやタオル等を持参させ、共用しないように指導すること。（布マスクに関しては洗濯方法について、家庭科の授業で取り扱ったり、保健指導等で周知したりする等の工夫を行う。）
- 国から送付された布マスクで不足する場合等は、引き続き家庭等で作成された手作りマスク等を活用すること。（各学校において家庭科等で手作りマスクを作成するなど工夫する。）また、県教育委員会が配付した緊急時のマスクも必要な時は活用する。

### (ウ) 免疫力を高める日常的な指導

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導すること。

### (エ) 教室等の換気の徹底

- 二方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。）を開けておく。冷暖房器具を使用する場合も、窓を開けた換気を行うこと。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談し、生徒の服装についても配慮すること。
- ※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮すること。
- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

### (オ) 座席の配置等の対応

- 学校教育活動においては、通常マスクを着用することとする。向かい合わせを避

け、飛沫のかからないような十分な距離（多くの生徒が手の届く距離に集まらない状態）を保つよう指導すること。十分な距離を保てず、近距離での会話や発声が必要な場合は、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を徹底させること。

- 座席の配置の工夫としては、当分の間、生徒の席の間に距離を確保し（概ね1～2メートル）、対面とならないような形とすること。
- このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、学級を2又は3の小グループに分け、異なる教室や時間で指導を行う等の対応をとることが必要である。

#### (カ) 共用部分等の消毒対応

- 教職員等は教室やトイレなど、生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。
- ※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）
- 消毒液については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液が例示されているが、学校における施設の消毒に当たっては、次亜塩素酸ナトリウム等を利用すること。
- ※次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。
- 消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム以外の新型コロナウイルスを不活化させる効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法への配慮について十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (nite)「新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について」

<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200501.html>

※北里大学「医薬部外品および雑貨の新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）不活化効果について」

<https://www.kitasato-u.ac.jp/jp/news/20200417-03.html>

- 教材、教具等、生徒間の共用を避けることが難しいものについては、当該教材等を消毒するとともに、使用前後に手洗いをするように指導すること。

#### ウ 保健室における感染症対策

##### (ア) 換気の徹底

- 「イ 登校後の感染症対策 (エ) 教室等の換気の徹底」と同じ扱いとする。

##### (イ) 来室した生徒への対応等

- 向かい合わせを避け、十分な距離（おおむね1～2メートル）を保ち、3つの密にならない環境を設定すること。具体的な例として次のような工夫を行うこと。
  - ・部屋のレイアウト変更。
  - ・生徒等が一度に複数来室した際の対応として、順番待ちのための床へのマーキングや椅子の設置等。
  - ・入室人数の制限。
  - ・健康相談の予約制、時間制限等による来室人数の調整。

- 養護教諭や教職員が来室する生徒に対応する際は、常にマスクを着用し、必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を行うこと。
- 養護教諭や教職員は、生徒に対応するごとに手洗い又はアルコール消毒、うがいを行うこと。
- ゴミは、個々に密閉し、袋を2重にして捨てること。
- 生徒の発熱等の風邪症状を確認した場合は、安全に帰宅させる。安全に帰宅するまでの間、学校に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させること。なお、対応は限られた者が行うようにすること。

(ウ) 部屋の消毒等

- 養護教諭等はドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごと等こまめに消毒液等を使用して清掃を行うこと。その他は、「イ 登校後の感染症対策 (カ) 共用部分等の消毒対応」と同じ扱いとする。

(2) 出席停止等の扱い

	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第19条) ※学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、濃厚接触者を把握するとともに、体調不良の生徒がいないか確認する。臨時休業の判断を保健体育課に連絡する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度)	保健所の指示に基づき、健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」又は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	その間は健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、基礎疾患がある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意する。
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	—
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」	—

○各学校において、新型コロナウイルス感染症の罹患が発生した場合は、別紙2を参考に対応すること。

(3) 生徒の健康管理について

ア 心身の健康観察

- (ア) 教室に入る前に、生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、検温及び健康観察等を行うこと。
- (イ) 基礎疾患等のある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。生徒・保護者との話し合いにより、登校しての学習活動が困難な場合は、引き続きICT等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠に関しては「出席停止」扱いとすること。

- (ウ)生徒の心身の健康状態を鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。
- (エ)特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状		ストレス症状
最高体温		不安や怖さを感じる
呼吸器症状	せき	イライラが解消されない
	息苦しい	孤独や寂しさを感じる
	鼻みず・鼻づまり	疲れがとれない
	のどが痛い	眠れない
その他	はき気・嘔吐	勉強がはかどらない
	目が充血している	その他
	頭痛	
	全身がだるい	
	関節筋肉痛	
	下痢	
	意識障害	
	けいれん	
	その他	

イ 罹患状況の把握について

- (ア)学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。
- (イ)特に、基礎疾患を有する生徒は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。
- (ウ)発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、居住する自治体の定めにしたがって「帰国者・接触者相談センター」や保健所等に相談するべき状態か確認し、表のチェック項目に一つでも該当すれば、保護者へ相談を要請すること。
- (エ)生徒が罹患、またはその疑いが生じた場合においては、速やかに保健体育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く *症状が4日以上続く場合は必ず相談する *糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

《新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス 感染症対策の状況分析・提言」  
(2020年5月4日)》

○感染拡大を予防する新しい生活様式について、次のように示されている。

## 「新しい生活様式」の実践例

### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
- 遊びに行くなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときには、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**     咳エチケットの徹底     こまめに換気
- 身体的距離の確保     「**3密**」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

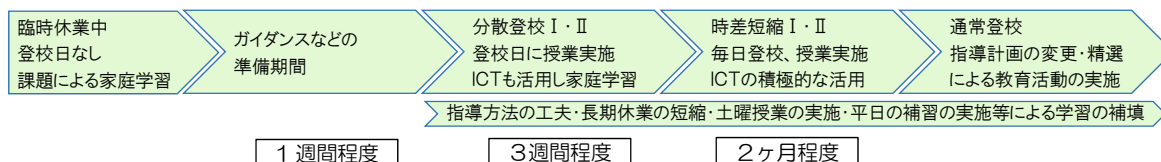
- テレワークやローテーション勤務     時差通勤でゆったりと     オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン     名刺交換はオンライン     対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

## 5 教育活動の段階的再開と学習指導について

### (1) 教育活動の段階的再開について

- 教育活動の再開に当たっては、ガイダンスなどの準備期間、「分散登校」、「時差短縮」の段階を経ながら、徐々に通常登校に移行していく。
- 学校の教育活動を再開する場合に備え、5月25日から校内の消毒、教室整備、教材準備等を行う。その際、感染防止の措置として、4の(1)のアの「(カ)共用部分等の消毒対応」に従い、共用部分の清拭消毒を行うこと。
- 各段階の期間等については、次に示す期間を想定しているが、県内の感染状況等や国の動向等により、変更する場合がある。



#### 【登校方法とその概要】

	期間	時差通学	短縮授業	生徒数/室	登校人数/回	登校回数/週	土曜授業	部活動等主体的活動
準備期間※	1週間程度	○	—	20名程度	200名程度	1回	—	自粛
分散登校Ⅰ	2週間程度	○	○	20名程度	200～300名程度	2回	学校判断	自粛
分散登校Ⅱ	1週間程度	○	○	20名程度	200～400名程度	3回	学校判断	自粛
時差短縮Ⅰ	1週間程度	○	○	40名程度	全生徒	5回程度	学校判断	制限付き段階的实施
時差短縮Ⅱ	2カ月程度	○	○	40名程度	全生徒	5回程度	学校判断	制限付き段階的实施
通常登校	—	—	—	40名程度	全生徒	5回程度	学校判断	配慮のもと実施

※準備期間はガイダンスのための登校

### (2) 準備期間について

#### 【準備期間の概要】

再開の段階	期間	教育活動の概要	生徒数	始業	部活動
準備期間	1週間程度	入学式が未実施の学校については、入学式を実施 学年別等による再開の説明等 生徒は1日のみ登校 各日午前・午後に学年の半数ずつ登校 在校時間は2時間以内、昼食なし	20名/室 200名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛

#### ①考え方

- 週1回登校の機会を設定し、教育活動を再開する上での留意事項に関するガイダンスを行う。
- 登校の際には、学校における「密閉」「密集」「密接」を避けるとともに、公共交通機関を利用する生徒数を一定の範囲に抑えるため、一度に登校する生徒の数を200名程度までに限定し、学年（年次）別に登校時刻を指定する。指定する登校時間帯はできるだけ通勤時間帯をはずしたものとする。
- 感染リスクを抑えるため、各教室の生徒数を限定し、在校時間も短く限定する。

#### ②実施形態

- 生徒へのガイダンスのための学年別の分散による登校の機会を設定する。

### ③実施上の留意点

- 登校した際には、「分散登校」及び「時差短縮」における保健管理に関する諸注意並びに学校での授業及び家庭における学習指導に関する説明など、学校の教育活動再開に関するガイダンスを行うこと。
- 各教室の生徒数の上限は20名程度（普通教室の場合）となるようにし、着席する座席の間隔を広くとること。また、生徒の在校時間は2時間以内とすること。
- その後の分散登校等を開始するに当たっての留意事項等について、生徒に理解させ、生徒自身が感染防止の取組を実践できるよう指導すること。また、分散登校等に関する学校の対応について、保護者に周知し、登校前の検温をはじめ、必要な協力が得られるよう努めること。
- 引き続き、家庭学習を行う必要があるため、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）」に示しているとおり、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、課題の一覧を1週間ごとに作成し、学習目標や評価の観点・評価規準を生徒に示すことで、課題の意義や目的を生徒が理解できるようにすることが大切である。

### (3) 分散登校について

#### 【分散登校の概要】

再開の段階	期間	教育活動の概要	生徒数	始業	部活動
分散登校Ⅰ (授業開始)	2週間程度	生徒は週2回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 各日午前・午後に学年の半数ずつ登校 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室 200～ 300名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
		分散登校Ⅱ	1週間程度	生徒は週3回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 各日午前・午後に学年の半数ずつ登校 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室 200～ 400名/回

#### ①考え方

- 学校における「密閉」「密集」「密接」を避けるとともに、公共交通機関を利用する生徒数を一定の範囲に抑えるため、一度に登校する生徒の数を限定して、週に2日～3日登校させる。その際、土曜日の活用については、各学校の判断とする。
- 公共交通機関を利用して通学している際の感染リスクを軽減することを目的とし、通勤等のピーク時間帯をはずして通学させる。
- 「分散登校Ⅰ」「分散登校Ⅱ」の2段階とし、期間については、「分散登校Ⅰ」は概ね2週間程度、「分散登校Ⅱ」は概ね1週間程度を想定している。
- 登校しない日については、課題等に基づく家庭学習を継続する。

登校しない日の学習等については、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）」（令和2年5月）に基づき、家庭学習を継続すること。

#### ②実施形態

- 分散させる単位は、学年別を基本とする。単位制の学校においては、各年次の必修科目ごとに登校する生徒のグループ分けを行うなど、学年制の学校に近い単位となるよう各学校において工夫して実施する。



- 登校させる際、各教室の生徒数の上限は 20 名程度（普通教室の場合）となるようにし、着席する座席の間隔を広くとること。県立高等学校における 1 学年当たりの最大クラス数は 10 クラスで、人数は約 400 名であることから、このような学校の場合、曜日ごとの午前部、午後部のいずれも、一度に登校する生徒の合計人数は、「分散登校Ⅰ」では 200～300 名程度、「分散登校Ⅱ」では 200～400 名程度とすることを基本とし、各学校のクラス編成の状況に応じて適切な人数となるよう設定すること。
- 分散登校における各学校の授業は、40 分授業による短縮授業（1 日当たり 3 コマまで）とする。

### ③実施上の留意点

- 分散登校期間中は、学校における授業と家庭における学習を併用して実施するため、臨時休業中に準じて、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、週ごとの課題を含めた学習内容等の一覧を作成し、生徒に示すことで、課題等の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。
- 「分散登校Ⅰ」及び「分散登校Ⅱ」においては、40 分を 3 コマの限られた授業時間の設定となるため、学校として年間の指導計画を見直し、どのような科目の授業を位置付けるか決定すること。その際、特に、家庭学習では扱うことができず、対面での指導が必要な科目等の指導については、その後の評価も見据え、計画的に指導できるよう検討すること。
- 3 年生のうち、就職希望の生徒など、特に進路等の相談・面談の必要がある場合は、保護者の理解を得ながら、指定の登校日・時間以外に、別途時間を設定して対応することができる。

#### 【全日制・昼間定時制における始業時刻と在校時間】

- 全日制及び昼間定時制における始業時刻は次のとおりとする。

	午前部の登校時刻	午後部の登校時刻
分散登校Ⅰ・Ⅱ	9:50	13:00

- 「分散登校Ⅰ」及び「分散登校Ⅱ」における生徒の在校時間は 3 時間以内とすること。
- なお、公共交通機関が通常の通学時間帯以外は 1 時間に 1 本以下になる場合などは、登校させる時刻を高校教育課と協議の上、決定する。

#### 【夜間定時制における始業時刻と在校時間】

- 夜間定時制においては、「分散登校Ⅰ」「分散登校Ⅱ」のいずれの段階においても、始業時刻は通常の始業時刻と同じとし、在校時間は 2 時間以内とすること。

#### 【全日制・昼間定時制における分散登校Ⅰの時程の例】

午前部		午後部	
例：出席番号前半		例：出席番号後半	
SHR	9:50	SHR	13:00
1	10:00～10:40	1	13:10～13:50
2	10:50～11:30	2	14:00～14:40
3	11:40～12:20	3	14:50～15:30
SHR	12:25	SHR	15:35

#### (4) 時差短縮について

##### 【時差短縮の概要】

再開の段階	期間	教育活動の概要	生徒数	始業	部活動
時差短縮Ⅰ	1週間程度	生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は4時間以内 昼食可	40名/室 全生徒	9:50	制限付き 段階的 実施
時差短縮Ⅱ ★夏季休業を挟む	2ヶ月程度	生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×6時間 昼食あり 16時30分完全下校	40名/室 全生徒	9:20	制限付き 段階的 実施

##### ①考え方

- 公共交通機関を利用して通学している際の感染リスクを軽減することを目的とし、通勤等のピーク時間帯をはずして通学させる。その際、帰宅時間を考慮し、1コマ40分の短縮授業を併用する。
- 「時差短縮Ⅰ」「時差短縮Ⅱ」の2段階とし、期間については、「時差短縮Ⅰ」は概ね1週間程度、「時差短縮Ⅱ」は概ね2ヶ月程度を想定している。

##### ②実施形態

- 40分授業による短縮授業（1日当たり6コマまで）とする。なお、10分から15分程度の短い時間を活用して行う指導は、コマ数に数えない。
- 土曜日の活用については、各学校の判断とする。

##### ③実施上の留意点

- Ⅰ・Ⅱの段階を踏んで行う。
- 全日制及び昼間定時制においては、「時差短縮Ⅰ」の段階で登校させる時刻は、9時50分とし、「時差短縮Ⅰ」段階では1日当たり40分を3コマとする。「時差短縮Ⅱ」段階では、登校させる時刻を9時20分とし、1日当たり40分を6コマとする。
- なお、公共交通機関が通常の通学時間帯以外は1時間に1本以下になる場合などは、登校させる時刻を高校教育課と協議の上、決定する。
- 夜間定時制においては、通常の開始時刻を登校時刻とする。
- 「時差短縮Ⅰ」の段階から、部活動や生徒会活動、個別学習、自習室の利用といった放課後における生徒の主体的な活動も可能とする。ただし、こうした生徒の主体的な活動については、週に2回以内、放課後の40分以内に限るものとする。なお、放課後における生徒の主体的な活動を認める場合は、事前に保護者に説明し、理解を得ること。（学校で昼食をとることもできる。）
- 「時差短縮Ⅱ」での放課後の活動は65分以内とし、部活動のほか、生徒会活動、補習、自習室の利用といった生徒の主体的な活動を含む。公共交通機関を利用して通学している際の感染リスクを軽減することから、16時30分には完全下校させること。
- 「時差短縮Ⅱ」の段階からは昼食の時間を設ける。

【全日制・昼間定時制における時差短縮Ⅰ・Ⅱの日程の例】

時差短縮Ⅰ		時差短縮Ⅱ	
SHR	9:50	SHR	9:20
1	10:00～10:40	1	9:30～10:10
2	10:50～11:30	2	10:20～11:00
3	11:40～12:20	3	11:10～11:50
		4	12:00～12:40
		昼食	12:40～13:25
		5	13:25～14:05
		6	14:15～14:55
SHR	12:25	SHR	15:00
完全下校	13:30	完全下校	16:30

【教育活動再開のパターン（まとめ）】

再開の段階	期間	教育活動の概要	生徒数	始業	部活動
準備期間	1週間程度	入学式が未実施の学校については、入学式を実施学年別等による再開の説明等 生徒は1日のみ登校 各日午前・午後に学年の半数ずつ登校 在校時間は2時間以内、昼食なし	20名/室 200名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
分散登校Ⅰ (授業開始)	2週間程度	生徒は週2回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 各日午前・午後に学年の半数ずつ登校 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室 200～ 300名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
分散登校Ⅱ	1週間程度	生徒は週3回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 各日午前・午後に学年の半数ずつ登校 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室 200～ 400名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
時差短縮Ⅰ	1週間程度	生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内 昼食可	40名/室 全生徒	9:50	制限付き 段階的 実施
時差短縮Ⅱ ★夏季休業を挟む	2ヶ月程度	生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×6時間 昼食あり	40名/室 全生徒	9:20	制限付き 段階的 実施
通常登校		生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 50分×6時間（学校による）昼食あり	40名/室 全生徒	8:40	配慮の もと実施

※県内の感染状況等や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

(5) 「分散登校」「時差短縮」の段階における各教科・科目等の授業の取扱い

- 分散登校期間中は、学校における授業と家庭における学習を併用して実施するため、臨時休業中に準じて、各教科・科目等の「単元の指導と評価の計画」に基づき、週ごとの課題を含めた学習内容等の一覧を作成し、生徒に示すことで、課題等の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。
- 家庭学習と課された家庭学習の取組状況等も踏まえ、生徒の学習状況を把握し、必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 他の生徒との濃密な接触が避けられない学習活動、飛沫感染のリスクが大きいなど感染リスクの高い一部の実技指導等（英語授業における近距離での話すことの活動、音楽の合唱の授業、家庭科の調理実習、専門教科の実験・実習のうち同様のもの等）については指導の順序を変更することとし、「分散登校」「時差短縮」の期間中は実施しないこと。
- 学習指導要領において求められている「主体的・対話的で深い学び」については、

「見通しを持って粘り強く取り組み、学習活動を振り返って次につなげる主体的な学び」、「生徒同士、教員、地域の人との対話、先哲の考えなどから考えを広げ深める対話的な学び」、「知識を相互に関連付けてより深く理解したり、問題発見・解決に取り組むなどの深い学び」であることを踏まえ、他の生徒との接触を避け、飛沫感染のリスクが小さな学習活動で、生徒の学びに資する学習活動にはどのようなものが考えられるのか、学校や生徒の実情も踏まえ、各学校において検討し、適切な指導計画を立てることが重要である。

- 対面でのグループ活動については、「分散登校」「時差短縮」の期間は実施しないこと。ただし、対面ではなくとも、他者の意見を知り、自分の考えを広げ深める学習活動や、自分の学習を振り返って評価するなどの学習活動を取り入れ、「主体的・対話的で深い学び」を実現すること。その際には、教室内でも ICT を積極的に活用すること。
- 校外講座については、「分散登校」「時差短縮」の間中は実施しないこと。

各教科・科目の留意点等については、後日別途通知する。

#### (6) 通常登校開始後における各教科・科目等の授業の取扱い

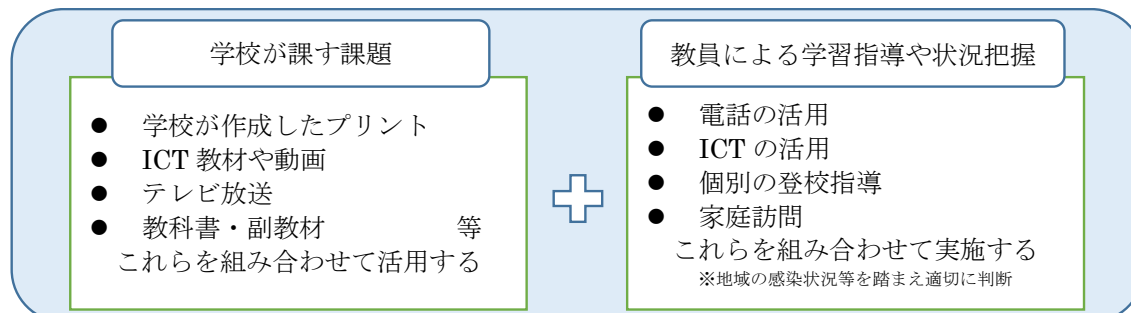
- 臨時休業に伴い、生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、必要な措置を講じるなど配慮することが必要である。
- 通常登校を開始することになっても、令和2年度については、年間授業週数の標準を満たすことは難しいことから、生徒の学習指導に当たっては、より一層の指導方法の工夫改善を行った上で、再開後の各科目に充当すべき時間数を検討して指導計画の見直しを行い、学年の休業日の日数を再設定するなど、計画的に学習の補填に取り組むこと。
- 週休日における授業（土曜授業）の実施  
通常登校の開始後、学校及び生徒の実情に応じて、週休日における授業（土曜授業）の実施を可能とする。
- 平日の補習等の実施  
生徒の学習ニーズに応えるために、授業時間に充当しない補習を行うことは可能であるが、その場合は、授業時間に位置付けて実施する授業の内容を補うものとし、平日の補習を受けなければ、当該科目等の学習内容の扱いに不足が生じることがないようにすること。  
なお、平時の授業においては、1日当たり50分授業を6時間、週当たり30時間の授業時間としている学校が、指導計画の見直しにより週当たり30時間を超えて時間数を設定することができる。その場合、1日当たり45分授業を7時間とする等の工夫をすることも考えられる。
- 集中講座については、夏季休業が短縮されることを踏まえて、計画を見直すこと。

## 6 学習評価について

### 臨時休業中及び教育活動再開後の学習の進め方のイメージ

#### ① 臨時休業中及び分散登校期間中の家庭学習

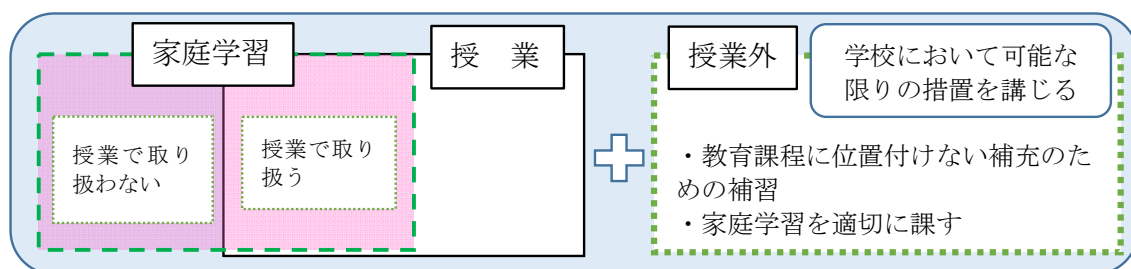
学校が課題を課し、生徒の学習を指導・支援する。



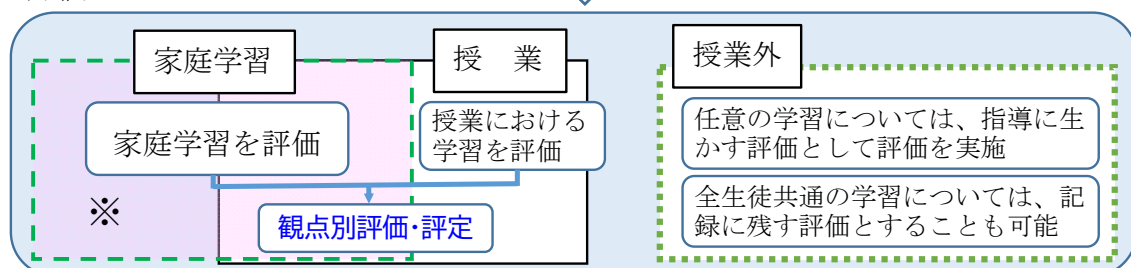
#### ② 教育活動再開後の学習指導

教材を活用して学習指導を行い、学習状況を把握して必要な手立てを講じた上で、適切に学習状況・成果を評価する。

##### ○指導（家庭での学習状況を把握）



##### ○評価



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えるための特例的な措置

学校が課した家庭学習が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、学校の再開後等に、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

〈要件〉①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること

②教師が当該家庭学習における児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること

一部の児童生徒への学習の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

《令和2年4月10日付け2文科初第87号文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」より抜粋》

※上記の「臨時休業中及び教育活動再開後の学習の進め方のイメージ」は、小・中・高等学校に共通するものとして表記している。

## (1) 総括評価の考え方

- 総括評価に当たっては、臨時休業中の家庭学習の成果を含めて評価することができる。ただし、臨時休業中の家庭学習に関して、生徒の取組状況を適切に把握し、目標の実現状況について「努力を要する」状況の生徒に対しては、必要な手立てを講じ、適切に指導・支援した上で評価すること。
- 総括評価に当たっては、各学校の指導計画に基づき、各観点のバランスをとるよう留意すること。とくに、実験・実習を伴う教科の総括評価に当たり、実験・実習に係る観点を欠いて評定を行うことは望ましくないことから、教育活動再開後は、臨時休業中の家庭学習において扱った単元において未実施となっている実験・実習を優先的に実施するなど工夫をすること。

### <参考>

《新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）（令和2年5月 神奈川県教育委員会）》

#### 3 臨時休業中の家庭学習の実施に係る年間指導計画の見直し

##### (2) 実験・実習など家庭学習で実施することが難しい内容の扱い

- 実験・実習などの家庭学習で実施することが難しい内容については、年間指導計画を見直し、そのような内容を含む単元については、学校の教育活動再開後に扱うこととするなど、指導計画の変更を行うこと。
- 臨時休業中に取り扱うこととした単元の中の実験・実習について、その一部又は全部を学校の教育活動再開後に扱うこととすることは可能であるが、学校の臨時休業期間が長期に及ぶ可能性があることも十分考慮して指導計画の変更を行うこと。評価に当たっては、単元ごとに観点別学習状況の評価を行い、それを総括して評定を行うものであり、同一の単元の中で行われる学習活動は、本来、一つの学期の中で扱われるべきものであることを踏まえ、複数の学期にわたって扱う場合には、総括評価の際にその取扱いに留意すること。
- 特に、職業に関する学科においては、当該学科の教科に属する科目（例えば、農業に関する各学科においては、農業科に属する科目）に配当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に配当することとされており、また、生徒も各学科に係る技術の習得や資格の取得を目指していることから、実験・実習の機会の確保は重要である。そうした学科の特性を踏まえ、指導計画の変更については、学校の教育活動再開後に扱う実験・実習に円滑につなげることができるよう配慮することが必要である。
- 職業に関する学科における実験・実習のうち、特に基礎的・基本的な技術を身に付けるために必要不可欠なものについては、家庭学習において、実験・実習の内容を十分に理解できるよう動画の視聴等を含めた学習の工夫を行うこと。（※学校の教育活動再開後に行う実験・実習につなげるための家庭学習の工夫については、「5の(7)」に記載）

## (2) 各教科・科目等の単位認定について

- 単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる科目などにおいて、科目の半数が臨時休業中の家庭学習により行われた場合であっても、教育活動再開後の生徒の学習状況もあわせて、科目の目標に照らして満足できる状況であると認められる場合には、校長は、当該科目の単位を認定することができる。

## (3) 生徒指導要録の記載について

- 平成22年5月11日の文部科学省通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うこと。
- 臨時休業中及び「分散登校」期間中の登校した日を除いた日については、出席すべき日数から減ずること。

- 令和2年度の臨時休業中に転学、退学等をした生徒に関しては、令和2年度の「指導に関する記録」のうち、「総合的な学習（探究）の時間の記録」「特別活動の記録」は、空欄とすることができるが、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」は記載すること。なお、家庭学習の内容に「総合的な学習（探究）の時間」を含むことから、可能な限り記載すること。

【出欠席の取扱いと生徒指導要録の記載】

	出欠席の取扱い	生徒指導要録の記載
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」	学校保健安全法第19条による出席停止○日
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」（2週間程度）	学校保健安全法第19条による出席停止○日
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」又は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	「出席停止」の場合…「学校保健安全法第19条による出席停止○日」 「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の場合…校長が出席しなくてもよいと認めた日○日
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により学校医等と相談の上、「出席停止」	「出席停止」の場合…「学校保健安全法第19条による出席停止○日」
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の場合…校長が出席しなくてもよいと認めた日○日
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の場合…校長が出席しなくてもよいと認めた日○日
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、臨時休業の日数を決定 「臨時休業の日数を授業日数から除く」	※備考欄には何も記載しない。 なお、新型コロナウイルス感染症に伴い、学校保健安全法第20条による臨時休業を○日行ったことについて、別紙に記載し、学級単位で添付しておく。

(4) 調査書の記載について

- 生徒指導要録の出欠の記録の記載に基づき記載すること。  
○健康診断等が、就職用調査書の発行申請日までに実施できなかった場合、「身体状況」については、個別に対応して記載すること。

7 学校図書館・コンピュータ教室等の特別教室の利用について

- 多数の生徒が集まることがないように、席数を減じることや、入場する生徒を分散させるなどの具体的な工夫を行うこと。また、定期的に換気を行うこと。  
○感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染があることから、共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒すること。また、使用后手洗いをするように指導すること。

8 昼食時の指導について

- 食事の前の手洗いを徹底するよう指導すること。  
○飛沫感染防止の観点から、当面、次のことについて生徒に指導すること。  
・他の生徒と離れて食事をする事。  
・対面で食事をとらず教室の正面を向いて食事をする事。  
・会話を控えて食事をする事。  
○ホームルーム教室以外の教室を有効活用することで、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うこと。

## 9 校内の清掃について

- 感染防止の観点から、「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の間中は、生徒による清掃活動を行わないこと。ただし、教室内の環境維持とごみ処理を担う者の感染リスクの低減の観点から、ごみの持ち帰りを指導したり、教室にごみ箱を置かず学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置するなどの工夫を行うこと。（使用済みのマスクの扱い等には十分注意すること。）
- 特に、「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の間中に校内の清掃を教職員が行う場合は、必ずマスクや手袋を着用するとともに、ごみを回収する際は、ビニール袋を密閉して縛るよう留意すること。また、マスクや手袋をはずした後は、必ず石鹸と流水で手を洗うこと。
- トイレの清掃に当たっては、通常の清掃に準じて行うこととするが、多数の生徒等が触れる場所については、清拭消毒を行うこと。
- 「時差短縮」の期間後は、生徒による清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底すること。

## 10 学校行事等について

- 学校行事については、優先順位を設け、指導計画を見直すこと。その際、不特定多数の外部の方が参加する行事については、当面行わないこと。
- 多数の生徒を集める行事等の学校教育活動（1つの学年以上の生徒が参加するもの）は、「分散登校」の間中は行わないこと。
- 校外で実施する学校行事については、「分散登校」「時差短縮」の間中は行わないこと。なお、今年度実施予定の修学旅行及び研修旅行については、年度をまたいで延期することも可能とする。
- 毎学年6月30日までに実施することとされている生徒の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。（詳細は別紙3参照）  
※学校行事の取扱いについては、後日別途通知。

## 11 進路指導等について

- 「分散登校」期間中において、3年生のうち、就職希望の生徒など、特に進路等の相談・面談の必要がある場合は、保護者の理解を得て、指定の登校日・時間以外に、別途時間を設定して対応することができる。
- 二者面談、三者面談等については、「分散登校Ⅰ」の段階から実施を可能とする。ただし、緊急を要するものについては、いずれの期間においても、保護者の理解を得て実施することができる。
- 生徒や保護者等を対象とした、進路や推薦の説明会については、「時差短縮Ⅰ」の段階から実施を可能とする。実施に当たっては感染防止の最大限の措置をすること。ただし、緊急を要するものについては、いずれの期間においても、保護者の理解を得て実施することができる。



## 12 部活動について

### (1) 「準備期間」「分散登校Ⅰ～Ⅱ」実施期間中（4週間程度）の活動について

○活動を自粛すること。

### (2) 「時差短縮Ⅰ」実施期間中（1週間程度）の活動について

○活動内容

・近距離での活動や身体接触を避け、個人で行える基本的な練習とすること。

○活動条件

・放課後のみの活動とすること。ただし週2日を上限とする。

・週休日の活動は実施しないこと。

・活動時間は、準備・片付けを含め40分までとすること。

・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとすること。

・指導は、顧問教諭及び部活動指導員のみとすること。なお、部活動インストラクター等の外部指導者の参加は不可とする。

### (3) 「時差短縮Ⅱ」実施期間中（2カ月程度）の活動について

#### ①時差短縮Ⅱ-1（3週間程度）

○活動内容

・近距離での活動や身体接触を避け個人又は、2人程度で行える基本的な練習とすること。

○活動条件

・放課後のみの活動とすること。ただし、週3日を上限とする。

・週休日の活動は実施しないこと。

・活動時間は、準備・片付けを含め65分までとすること。

・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとすること。

#### ②時差短縮Ⅱ-2（3週間程度）

○活動内容

・身体接触を伴う活動や、近距離で実施する練習等の感染リスクの高い活動は行わないこと。

○活動条件

・週4日を上限とすること。

・平日は放課後のみの活動とし、活動時間は、準備片付けを含め65分までとすること。ただし、週3日を上限とする。

・週休日の各部活動の活動時間は、準備片付けを含め180分までとすること。ただし、週1日を上限とする。

・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとすること。

#### ③時差短縮Ⅱ-3（2週間程度）

○活動内容

・感染症対策を十分に実施した上で活動すること。

○活動条件

・週4日を上限とすること。

・平日は放課後のみの活動とし、活動時間は、準備片付けを含め65分までとすること。ただし、週3日を上限とする。

- ・週休日の各部活動の活動時間は、準備片付けを含め 180 分までとすること。ただし、週 1 日を上限とする。
- ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとすること。
- ※「時差短縮Ⅱ」以降の期間については、部活動インストラクター等、校長が認めた外部指導者の参加は可とする。

#### (4) 「通常登校」

- 通常登校開始後は、「学校の部活動の在り方に関する方針」に準じて適切に実施すること。

#### (5) 校外での活動（練習試合、発表会等、合宿の実施）

- 通常登校となった段階から校外での活動を認めるが、当面の間は、県外への練習試合や校内外の合宿は自粛すること。

※部活動の実施は、「教育活動再開後の部活動について」（後日別途通知）の条件を整えて実施すること。

### 13 不安を抱える生徒・保護者への対応について

#### (1) 基本的な考え方

- 長期の臨時休業により、多くの生徒は、学習、進路、交友関係、部活動等、様々な面で不安やストレス等を抱えていると考えられる。学校再開後は、一人ひとりの生徒の様子を観察し、特に不安やストレス等を強く感じている生徒・保護者には、面談等個別の対応を行う。
- その際、学級担任等が一人ですべてを抱え込まず、教育相談コーディネーターや養護教諭等と連携して対応する。

#### (2) スクールカウンセラーの活用

- 不安やストレス等を抱えている生徒のケアのために、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）を積極的に活用する。その際には、担任、教育相談コーディネーター及び養護教諭等で情報共有し、緊急性の高い生徒からSCにつなぐようにする。
- なお、学校の教育活動再開後の一定期間について、SCが隔週で勤務している学校を中心に、SCの対応を充実させるための事業費を令和2年度4月補正予算で措置しているので、学校は生徒の状況を踏まえ、学校支援課と協議してSC活用の充実を図る。

#### (3) スクールソーシャルワーカーの活用

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う休業等で、生徒の家庭環境が大きく変化している可能性があることを踏まえ、担任等は、生徒の心情に配慮しながら、そのおかれている環境面の把握に努める。
- そのうえで、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携するなど、生徒が安定した学校生活を送れるよう対応する。

#### (4) 各種相談事業の活用

- 「(1)基本的な考え方」で示したように、学校再開後の生徒の対応について、まずは優先度の高い生徒への個別対応を進めるが、長期の臨時休業で進路や学習面を含めて不安や悩みを感じている生徒は多いと考えられる。
- まずは、教職員が生徒に寄り添うことが重要だが、生徒を対象とした相談事業を紹介することも有効である。
- 県教育委員会では、次の相談窓口を開設しているので、様々な機会を捉えて生徒に周知する。

「24時間子どもSOSダイヤル」 0466-81-8111  
0120-0-78310(フリーダイヤル)

LINEを活用した生徒相談 「SNSいじめ相談@かながわ」

(相談窓口につながるQRコードを記載したカードは学校に送付済み)  
次のURLでQRコードを記載したホームページにアクセスできる  
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/vn7/cnt/snssoudan/oshirase.html>

## 14 障がいのある生徒への支援、外国につながる生徒への支援

### (1) 障がいのある生徒への支援について

- 各学校では、生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等、学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、対応すること。
- 各学校では、学校再開に伴う学習や生活面に関する生徒や保護者等からの問い合わせや相談についてきめ細かく対応すること。
- 学校再開に当たっては、生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分に踏まえ、生徒や保護者にとって混乱が生じることのないよう、「分散登校」や「時差短縮」の計画を予め周知していくこと。
- 特に再開当初、生徒の学校における生活習慣が定着し、安定するまでは、担当教員だけに任せることなく、学校全体で指導体制を整え、チームで指導・支援に当たること。

### (2) 外国につながる生徒等への支援

- 各学校では、新型コロナウイルス感染症対策や学校再開等に関し、保護者に対して連絡を行う際には、必要に応じて翻訳機能を有するICT機器を活用するなど多言語での情報提供に配慮すること。特に外国籍生徒や日本語が十分に身に付いていない生徒等、臨時休業中の様々な不安を抱える生徒が多いことが考えられることから、こうした生徒の状況をきめ細かく把握すること。
- 各学校では、外国につながる生徒に対し、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、その人権に十分配慮した指導・対応を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対策により、保護者の就労先が休業し、保護者及び生徒の在留資格に影響が生じることも考えられることから、保護者から相談があった場合には、多文化共生担当部局等の支援を受けつつ、多言語での情報提供や相談窓口等の紹介、最寄りの出入国管理局に問い合わせるよう促すなど、適切な対応を行うこと。また、家計の急変に伴う就学援助等の相談についても、福祉部局等とも連携し、速やかに対応を行うこと。

## 15 いじめ、偏見、差別等の防止について

- 新型コロナウイルスに関連するいじめ、偏見、差別等が生じることが懸念されている。
- 学校は、新型コロナウイルスに関する正しい知識や感染症対策を生徒に指導する際に、ウイルス感染者及びその関係者、また、医療従事者を始めとする社会機能を維持する方への偏見や差別等が生じないように、併せて生徒を指導する。
- 新型コロナウイルスに関して、SNSによる誤った情報の拡散や特定の個人等への誹謗中傷等が報じられている。学校においては、機会を捉えて、情報モラルについて生徒に指導する。
- いじめ、偏見、差別等の兆候や、生徒が発信する微細なサインを教職員が見逃したり、教職員が一人で抱え込んだりしてしまうことで、深刻な事態が生じることとも考えられる。教職員は、生徒の様子を細かく観察、把握するとともに、生徒のサインや悩みを受け止めた際には、一人で問題を抱え込まず、組織的な対応を行う。

## 16 生徒又は教職員に感染者が出た場合の対応について

- 生徒又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会及び衛生主管部局と感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分協議し、実施の有無、規模及び期間について判断することになる。その際、学校医等ともよく連携すること。
- 臨時休業になった場合は、ただちに「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（県立高等学校・県立中等教育学校）」（令和2年5月）に基づいた指導を行うこと。

## 17 地域の感染状況が増加した場合等の対応について

- 学校の教育活動再開後に、地域の感染者が増加した場合など、地域に所在する学校の教育活動に影響が生じる恐れがある場合には、県教育委員会において、公共交通機関等の利用状況等も踏まえ、教育活動の一部を制限するなどの必要な対応を決定し、各学校に通知する。

## 18 その他

### (1) 学校の広報活動

#### ① 学校説明会

外部の方が参観する学校説明会については、不特定多数の人が会場に出入りすることによる集団感染の恐れがあることから、8月末日までは実施しないこととする。なお、9月以降も感染状況によっては、時期を延期すること。

#### ② 学校見学

外部の方が参観する学校見学については、不特定多数の人が学校に出入りすることによる生徒への感染の恐れがあることから、「分散登校」「時差短縮」の段階では実施しないものとする。また、通常登校再開後も、生徒登校日には実施しないこと。

### ③授業公開

外部の方が参観する授業公開については、不特定多数の人が学校に出入りすることによる生徒への感染の恐れがあることから、当面実施を不可とする。

## (2) 職員研修について

- 不祥事防止研修などの職員研修については、各所属の実情に応じた課題について、年間計画を立てて継続的に所属研修を実施する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針を踏まえ、所属研修等の実施については、必ずしも集合研修による必要はなく、今後、作成予定の研修資料等を所属ポータルサイトや電子メール等を活用して周知するなど、各所属の実情に応じて、柔軟に対応すること。

## (3) その他

- 学校を会場とするPTA活動については、緊急な場合を除き、「時差短縮Ⅰ」の段階から活動を可能とする。実施に当たっては感染防止に万全の措置をとること。
- 専門学科において、校内で生産したものの販売に関しては、不特定多数の人が学校に出入りすることによる生徒への感染の恐れがあることから、当面実施を不可とする。
- 社会人聴講生については、今年度の授業が、年度当初は家庭学習であること、再開後も分散登校で通常の授業の形でないことなどから現時点では受け入れない。通常登校再開後は、既に生徒が(家庭学習や分散登校、時差短縮等で)一定の学習を進めていることに対して、聴講生は年度途中からの聴講となってしまう十分な学習内容が保障できないことなどを説明したうえで、改めて受講希望者の意向を確認し、受け入れても支障のない場合は受け入れることとする。受講希望者のある学校は、丁寧に説明して理解を得るよう努めること。
- 学校施設開放については、「通常登校」の段階から再開すること。

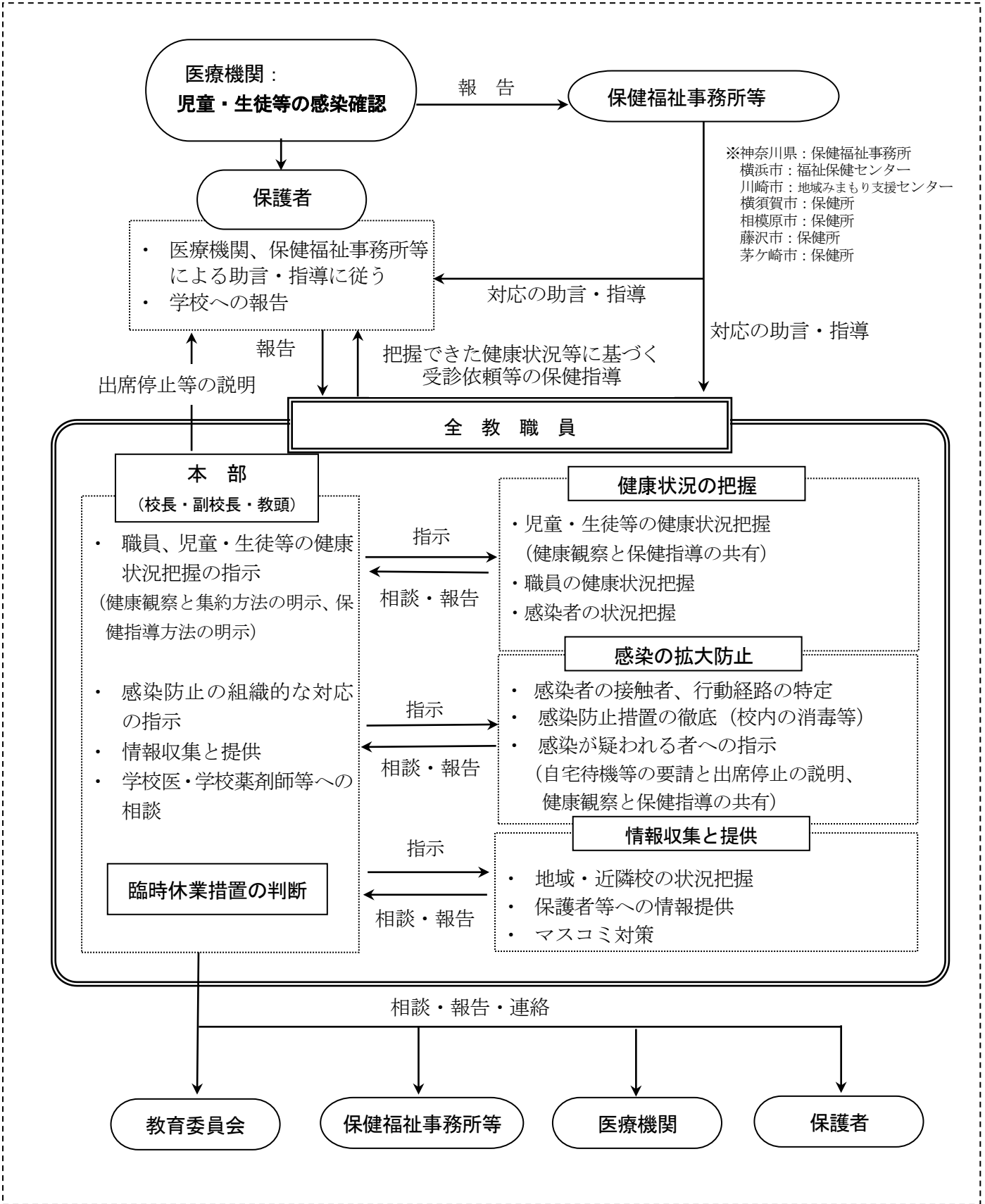
# 健康観察票

別紙 1

毎日、注意深く健康チェックをして、気になる体の症状が現れたときには、速やかに相談センターと学校へ連絡してください。  
 日常の制限や大きな変化によってストレスを感じることは、自然な心理反応です。一人で抱え込まず、家族や学校に相談してください。

観察開始日		開始後1日目	開始後2日目	開始後3日目	開始後4日目	開始後5日目	開始後6日目	開始後7日目
/		/	/	/	/	/	/	/
°C		°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
体の症状	最高体温							
	呼吸器症状	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
		無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
ストレス症状	不安や怖さを感じる	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	イライラが解消されない	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	孤独や寂しさを感じる	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	疲れがとれない	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	眠れない	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	勉強がはかどらない	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有
	その他							
	備考							

新型コロナウイルス感染症発生時の対応例



## 健康診断について

### (1) 健康診断における感染症対策について

健康診断を実施する場合は、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならない等、学校医、学校歯科医、委託業者等の関係機関と十分連携し感染症対策を行う。

具体例として、

- ※ 学校医用に手指用消毒液を用意する。
- ※ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ※ 会場の換気を十分に行う。
- ※ 密集しないよう、会場には一度に多くの人数を入れないようにし、待ち時間が多くならないようにすること。（レイアウトの工夫、床へのマーキング等の工夫等）
- ※ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ※ 受診時以外はマスクを着用させ、一定の距離を保って状態で整列させる。
- ※ 検査に必要な器具等を適切に消毒する。（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」参照）
- ※ 器具を扱う場合は、使い捨て手袋をする。
- ※ 日程を分けて実施する等、学校の実情に応じて実施する。

### (2) 令和2年度の児童生徒等の定期健康診断の実施期間について

- ① 毎学年6月30日までに実施することとされている児童生徒等の健康診断については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施する。
  - ※ 「実施体制が整わない」とは、例えば、学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなどが考えられる。
  - ※ 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて、学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施する。
  - ※ 健康診断の延期について保護者に周知し、理解を得るようにすること。また、特に、心臓や腎臓等の疾患や結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。
- ② 各校において実施方法は表1「令和2年度の定期健康診断の業者との契約上の条件等と健康診断の実施な祖に係る対応例」を参考に、検討する。
- ③ やむを得ない事由により実施体制が整わない等、健康診断項目ごとの延期できる期限までに実施できない場合は、委託業者へキャンセル手続きを行い、速やかに保健体育課担当者へ電話にて報告をする。

表1 令和2年度の定期健康診断の業者との契約上の条件等と健康診断の実施な祖に係る対応例

健康診断項目	業者との契約上の条件等	対応例
尿検査	<p><b>6月以降～秋に実施する。</b>基本的には検体回収は、一次検査、二次検査ともに、1校1日1回となる。</p> <p><b>延期できる期間は、令和2年12月上旬頃までとなる。</b></p>	<p>対象生徒全員の検査が可能な日に、一次検査を行い、そこからおおそ2週間後に、二次検査を行う。</p> <p>二次検査予定日（2回目）を一次検査日にして、二次検査予備日（3回目）を二次検査日とする。</p>



		ただし、分散登校等が継続された場合は、午前中回収した検体の保管に留意し、午後に回収した分と合わせて引き渡せるよう業者と回収時間を調整する。
結核健康診断	<u>6月以降～秋に実施する。</u> 基本的には、1校半日で行うことになる。 精密検査を想定すると、 <u>延期できる期間は、令和3年2月上旬頃までとなる。</u>	対象生徒全員の検査が可能な日に行う。
特別支援学校 心臓検診	<u>6月以降～秋に実施する。</u> <u>日程調整はできない。</u> 基本的には、1校半日で行うことになる。	対象生徒全員の検査が可能な日に行う。
B型肝炎検診	新入時検査については、 <u>6月以降～秋に実施する。</u> 新入時検査及び実習後検査ともに、実習時期を考慮する必要はあるが、 <u>延期できる期間は、令和3年2月上旬頃までとなる。</u>	対象生徒全員の検査が可能な日に行う。 基本的には、新入生が実習に入る前までに、精密検査を済ませることを想定し、基本的には、1校半日で行うことになる。
高等学校及び 中等教育学校 心電図検査	<u>学校事務担当者と共に、各校の委託業者との契約上の条件等を確認し、可能な方法を委託業者と相談する。</u>	各校の委託業者や学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法検討する。検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。
耳鼻科検診や 歯科検診など 上気道の粘膜 に 器具で触れる 検診	教育活動再開当初に日程を設定している場合には、学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法を検討する。検診器具や検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。 ただし、検診器具の取り扱い上、延期できる期間は、 <u>令和3年2月下旬頃までとなる。</u>	教育活動再開当初は保健調査に基づき、抽出者に関する健康相談に切り替え、秋以降に器具を使用した検診を臨時健康診断（後期検診）として行う。
内科検診 眼科検診など 触診する検診	学校医に相談しながら、感染予防対策を講じた実施方法について検討する。検診後の廃棄物についても、学校医や学校薬剤師の指示に基づき、適切に処理する。	教育活動再開当初は保健調査に基づき、抽出者に関する健康相談に切り替え、秋以降に触診をするような検診を臨時健康診断（後期検診）として行う。